

社会福祉法人 清和福祉会

秀峰荘(介護予防)短期入所生活介護事業所 重要事項説明書 (R8.1.1)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 施設の名称・所在地等

事業所名	社会福祉法人清和福祉会 秀峰荘短期入所生活介護事業所
指定番号	4271300131
所在地	長崎県諫早市森山町唐比西124番地5
管理者の氏名	林田 孝平
電話番号	0957-42-4433
FAX番号	0957-36-1528
通常の送迎の実施地域	諫早市、雲仙市

(2) 事業所の従業者体制(介護老人福祉施設に併設 合計定員74名)

・・・介護老人福祉施設と兼務

職 種	職務の内容	配置基準	人 員 (資格)
管理者	業務の一元的な管理	1名	1名 (施設長)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	1名 (嘱託医師)
生活相談員	生活相談及び指導	1名	2名 (介護支援専門員)
介護職員	介護業務・介護プランの作成	25名 〔常勤換算〕	36名 (介護福祉士 27名)
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理		2名 (准看護師2名)
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	2名 (准看護師2名)
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	2名 (管理栄養士)
調理員	調理業務	必要数	6名 (調理師5名)
その他	介護補助、清掃・洗濯、送迎、事務等	なし	17名

(3) 設備の概要

定 員	24名			
居 室	4人部屋	2室	静 養 室	1室
	3人部屋	1室		
	2人部屋	6室		
	1人部屋	1室		
	合 計	24床		
浴 室	【1階浴室】		機 能 訓 練 室	1室
	一般浴槽	1	面 会 室	1室
	車椅子対応浴槽	1		

3. サービスの内容

(1) (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案

利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。
その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

(2) 食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
医師の指示による食事の提供を行います。

(3) 入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

(4) 介護

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。食事、着替え、排泄及び日常生活に必要なお世話を行います。

(5) 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

(6) 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

(7) 健康管理

利用中の医療機関の受診は、ご家族に対応していただきます。
また、体調不良時はご利用を終了させていただきます。

(8) その他のサービス

各種行事、レクリエーションへの参加など。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

介護報酬告示額 (併設型の料金を記載)

① 基本料金（1日当たり）（1割負担の場合） ※ 2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。

介護区分	自己負担額（1割負担の場合）
要支援1	451円
要支援2	561円
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

※ 連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合の30日を超えた日以降の分
 ……△30円（1割負担の場合。2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。）

② 加算料金（1割負担の場合） ※ 2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。

加算項目	自己負担額（1割負担の場合）	
夜勤職員配置加算（I）	13円（1日当たり）	（要介護のみ）
機能訓練指導体制加算	12円（1日当たり）	
サービス提供体制強化加算（I）	22円（1日当たり）	
送迎加算	184円（片道）	

③ 介護職員等処遇改善加算（I）（1月あたり）

上記、①基本料金に②加算料金を加えたひと月分の料金×14.0%（1円未満切捨て）

※ 原爆手帳所持者の方は上記①から③の基本料金・加算料金については無料となります。

その他の費用

- ① 食事の提供に要する費用 朝食 345円 昼食 550円 夕食 550円
 ② 滞在費 1日 915円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (3) 困った事や、不審に思った事など生じたら、遠慮しないで早めにご相談下さい。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、防災訓練を定期的に行います。

7. 緊急時の対応

利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡などマニュアルを作成し必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 身体拘束の禁止

利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。

11. 苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情また相談があった場合は、苦情受付担当者は、状況を詳細に把握する為に状況の聞き取りを実施します。
- ・ 苦情解決責任者は、把握した状況について対応を検討します。
- ・ 対応内容に基づき関係者への連絡調整を行うとともに、対応方法を含めた結果報告を行います。
- ・ 記録を台帳等に記録し、再発防止に努めます。

(別紙) 苦情解決の手順をご参照ください。

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者 : 奥野 千春 (介護福祉士)
ご利用方法 : 電話 0957-42-4433

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

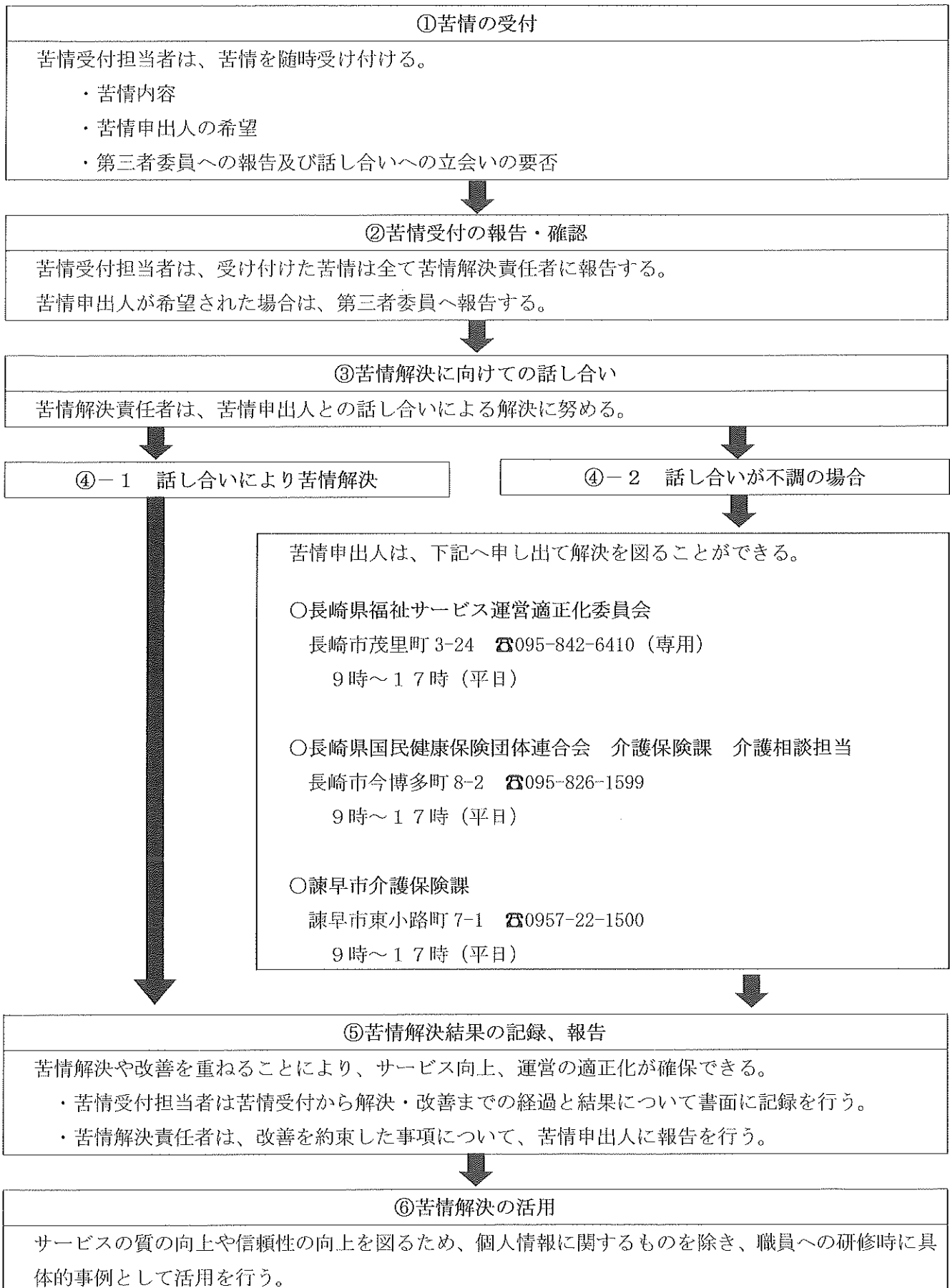
諫早市役所 介護保険課

諫早市東小路町7-1 電話番号: 0957-22-1500

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当

長崎市今博多町8-2 電話番号: 095-826-1599

苦情解決の手順



同意書（重要事項説明書）

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者・連帯債務者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 長崎県諫早市森山町唐比西124番地5

事業所 社会福祉法人清和福祉会 秀峰荘短期入所生活介護事業所
(指定番号 4271300131)

説明者

令和 年 月 日

私は、交付された本書面により、事業者から指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

※代筆の場合、代筆者を併記してください。

代筆者 氏名 続柄 ()

代筆理由 _____

<連帯債務者兼身元引受人>

住 所

氏 名 続柄 ()